

愛知県地域保健医療計画の策定について

<経緯>

- 愛知県地域保健医療計画（以下「医療計画」という。）は、医療法第30条の4に基づき、都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定が義務づけられているもの。

【記載事項】

- ・ 5 疾病 5 事業及び在宅医療に係る目標、医療連携体制及び住民への情報提供推進策
 - ※ 5 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）、5 事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む）
 - ・ 医師、看護師等の医療従事者の確保 等
- 医療法第30条の3に基づき厚生労働大臣が定める「医療提供体制の確保に関する基本方針」の一部改正及び「医療計画作成指針」の改正が平成24年3月に行われた。

【国の指針等改正のポイント】

○ 災害時の医療体制

東日本大震災で認識された課題を踏まえ、災害拠点病院の機能強化を図るとともに、災害発生直後の急性期に医療従事者を派遣する体制や、災害が沈静化した後の中長期における継続的な医療提供体制などについて明らかにする。

○ 精神疾患の医療体制

医療連携体制を計画的に構築すべき疾病として新たに追加された精神疾患について、発症から診断、治療、地域生活・社会復帰にいたる流れや、精神科救急患者、身体疾患を合併する患者、専門医療を必要とする患者の状態に応じた医療提供体制、うつ病及び認知症に対して必要な医療を提供する体制を明らかにする。

等

- これを受け、平成23年3月に公示した医療計画を見直し、新たな計画を策定することとし（計画期間：平成25年度～平成29年度）、平成24年8月6日に愛知県医療審議会へ策定を諮問した。
- 本県の医療計画では、「感染症・結核対策」も含んでおり、新型インフルエンザ対策行動計画等の個別計画の変更に合わせ修正の予定。衛生対策審議会には、これまで「愛知県感染症予防計画」の策定について諮問してきたことから、本項目の内容について、ご意見を伺う。

<今後のスケジュール>

平成24年	12月28日	医療審議会医療計画部会…素案（計画全体）の検討
平成25年	1月中旬～2月中旬	パブリックコメント
	3月中旬	医療審議会医療計画部会…最終案の検討
	3月下旬	医療審議会…答申

＜医療計画目次（案）＞

大項目	中項目	小項目
第1部 総論	第1章 計画の基本理念	第1節 計画の背景、目的
		第2節 計画の推進
	第2章 地域の概況	第1節 地勢及び交通
		第2節 人口及び人口動態
第2部 医療圏及び基 準病床数等	第1章 医療圏	
	第2章 基準病床数	
	第3章 保健医療施設等の概況	第1節 保健医療施設の状況 第2節 受療動向
第3部 医療提供体制 の整備	第1章 保健医療施設の整備目標	第1節 2次3次医療の確保
		第2節 公的病院等の役割を踏まえた医療機関相互の連携のあり方
		第3節 地域医療支援病院の整備目標
		第4節 保健施設の基盤整備
	第2章 機能を考慮した医療提供施設 の整備目標	第1節 がん対策
		第2節 脳卒中对策
		第3節 急性心筋梗塞対策
		第4節 糖尿病対策
		第5節 精神保健医療対策
		第6節 移植医療対策
		第7節 難治性の疾患対策
		第8節 感染症・結核対策
		1 感染症対策
		2 エイズ対策
	3 結核対策	
	4 新型インフルエンザ対策	
	5 肝炎対策	
	第9節 歯科保健医療対策	
	第3章 救急医療対策	
	第4章 災害医療対策	
	第5章 周産期医療対策	第1節 周産期医療対策
		第2節 母子保健事業
	第6章 小児医療対策	第1節 小児医療対策
		第2節 小児救急医療対策
		第3節 小児がん対策
	第7章 へき地保健医療対策	
	第8章 在宅医療対策	1 プライマリ・ケアの推進
		2 在宅医療の提供体制の整備
	第9章 保健医療従事者の確保対策	1 医師、歯科医師、薬剤師
		2 看護職員
		3 理学療法士、作業療法士、その他
	第10章 その他医療を提供する体制 の確保に関し必要な事項	第1節 病診連携等推進対策
		第2節 高齢者保健医療福祉対策
第3節 薬局の機能強化と推進対策		
1 薬局の機能推進対策		
2 医薬分業の推進対策		
第4節 保健医療情報システム		
第5節 医療安全対策		
第6節 血液確保対策		
第7節 健康危機管理対策		